



- 画面に注意が集中して視野が狭くなることで、周囲の状況や危険に気づくことが遅れてしまいます。
- 人混みで人にぶつかったり、車両等にはねられたりすることで、けがや損害賠償につながる恐れがあります。
- 警戒心が薄れてしまうことで、「ひったくり」や「不審者」に狙われやすくなります。

あなたは、スマートフォンを操作しながら歩いたり、車両を運転していませんか？
スマートフォンは、必ず安全な場所で止まってから操作をしましょう。



あ！あぶない

こんなながら使用を
していませんか？

自転車を運転しながら



自転車運転中、スマートフォン等を手で持って運転したり、画面を注視すると、道路交通法（大阪府道路交通規則）により「5万円以下の罰金」となります。

横断歩道を渡りながら



スマートフォンの画面を覗むことにより、歩行者が急端に狭くなると言われており、歩きながらのスマートフォンは非常に危険です。

駅のホームを歩きながら



スマートフォンの画面を見ながらの歩行中にホームから転落し、走行中の電車にはねられて死亡する事故が発生しています。また、歩行中のながら行為は周囲にも同様の危険を及ぼします。

自動車を運転しながら



自動車運転中、スマートフォン等を手で持って運転したり、画面を注視すると、道路交通法により「6ヶ月以下の懲役、または10万円以下の罰金」となります。

